

介護医療院 エスパーロ

通所リハビリテーション・予防介護通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人創造会が設置する「介護医療院 エスパーロ」（以下「施設」という。）において実施する通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思を尊重、尊厳を守り適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所リハビリテーションにおいては、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。そして、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めるものとする。

介護予防通所リハビリテーションにおいては、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、心身機能の改善等を通じて生活の質の向上や意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことを目的とする。そして、利用者の心身状況を把握し作成された個別のサービス計画に基づきリハビリテーション等を行い、定められた期間で生活の質の向上を目指すものとする。

- 2 施設は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 施設は利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて適切に生活援助を行うものとする。
- 4 施設は清潔で家庭的な雰囲気を保ち、地域や家庭との結びつきを大切にした運営を行い、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称など）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通り。

- | | |
|---------|------------------|
| 1) 名称 | 介護医療院 エスパーロ |
| 2) 管理者 | 中田 研治 |
| 3) 所在地 | 千葉県我孫子市布佐 834-28 |
| 4) 電話番号 | 04-7189-1112 |

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数は次の通りとする。

	介護医療院	通所リハビリテーション (介護予防)
1) 管理者	1 名	
2) 医師	2 名以上	0.04 名以上
3) 看護職員	16 名以上	
4) 介護職員	25 名以上	4 名以上
5) 薬剤師	1 名以上	
6) 介護支援専門員	1 名以上	
7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 名以上	0.4 名以上
8) 管理栄養士又は栄養士	1 名以上	
9) 事務職員	2 名以上	
10) 支援相談員		0.5 名以上
2 前項に規定する職員の職務は次の通りとする。		
1) 管理者は、施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。		
2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。 当施設は医療機関併設型であり、利用者の病状が急変した場合、併設病院の医師が速やかに診察を行う体制を確保しているため、当施設医師は宿直は行なわない。		
3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者 対し服薬指導を行う。		
4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の 施設サービス計画に基づく看護を行う。		
5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。		
6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実 施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。		
7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、 食事相談を行う。		
8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要 介護認定更新の申請手続きを行う。		
9) 事務職員は、前各号に該当しない運営全般に係る事務を行う。		
10) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション 等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。		

(利用定員)

第5条 通所リハビリテーション利用定員数は40人とする。

介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、通所リハビリテーションの定員数より当該日の通所リハビリテーション利用者数を差し引いた数とする。

(サービス費・内容及び利用料金等)

第6条 サービスの内容は、次の通りとし、介護保険サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の1割又は2割若しくは3割の額とする。

(介護予防) 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを実施する。

- ② (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
 - ③ (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、食事の提供をする。
 - ④ (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、栄養相談等を実施し、栄養改善を図る。
 - ⑤ (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、早期から集中的にリハビリテーションを実施し機能改善・維持を図る。
 - ⑥ (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、口腔清掃等の口腔機能向上に関する指導等を実施する。
 - ⑦ (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅と施設間の送迎を実施する。
 - ⑧ 事業者間との連携 : 他の指定短期入所療養介護事業者や指定居宅介護支援事業者等と連携を持ち、利用者の心身の状況・生活環境を把握しながら利用希望に対応する。また、計画の実施結果等を報告する。
- 2 利用者負担の額を以下のとおりとする。
- 1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - 2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
 - (2) 営業日の午前10時から午後4時までを営業時間とする。
- ただし、祝祭日、7月1日、年末年始(12月30日から1月3日)は除く。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域を我孫子市・印西市の一部・利根町の一部の区域とする。

(記録)

第9条 施設は利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し5年間保存する。

(身体の拘束その他の制限)

第10条 施設は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、利用者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限す

る行為を行わない。

- 2 施設が利用者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明を行う。この場合、施設は事前又は事後速やかに、利用者の家族又は後見人(家族や後見人がない場合には連帯保証人)に対し、利用者に対する行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明を行う。
- 3 施設が利用者に対し隔離・身体的拘束・薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、前条の(記録)に関する書類に次の事項を記載する。
 - 1) 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名・行動制限の根拠・内容・見込まれる期間及び実施された期間。
 - 2) 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。
 - 3) 前項に基づく利用者の家族又は後見人(家族や後見人がない場合には連帯保証人)に対する説明の時期及び内容・その際のやりとりの概要。
- 4 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - 1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

- 第11条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策)

- 第12条 施設は利用者に対し褥瘡の発生を予防する適切な看護・介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し褥瘡対策に関する体制を整備する。

(非常災害対策)

- 第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
 - 2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

- 3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
- 4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 7) 施設は、6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

- 第 14 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施と非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生時の対応）

- 第 15 条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに我孫子市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に対する処置について記録する。
 - 3 サービスの提供にともなう、当施設に帰すべき事由により、利用者の身体・財産に損害をおよぼした場合は、利用者に対してその損害の賠償を行う。
 - 4 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 5 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（苦情等への対応）

- 第 16 条 施設は介護医療院サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 施設は提供した介護医療院サービスの提供に関し、市町村からの質問若し照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(掲示)

- 第17条 運営規程・重要事項説明書等の重要事項はインターネット上の施設ホームページに掲示、閲覧できる状態にする。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

(職員の服務規律)

- 第18条 職員は介護保険関係法令及び諸規則・個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。
- 1) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2) 利用者の人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
 - 3) お互いに協力し合い、多職種協働で能率の向上に努力する。

(職員の質の確保)

- 第19条 施設は職員の資質向上のために、その研修機会を確保する。
- 2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

- 第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。また、協力医療機関である平和台病院感染対策委員会と連携を図り、適宜アドバイスを受ける。
- 1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - 4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力医療機関等)

第 2 1 条 施設は平和台病院を協力医療機関と定める。

- 2 前項に定める協力医療機関とは、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」に定める協力医療機関である。
- 3 次に掲げる事項について、連携して相互に義務を果たす。
 - 1) 協力医療機関の連携体制のうち、以下の項目について実行する。
 - ①利用者の病状が急変した場合等において、相談に対応する体制を常時確保する。
 - ②施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保する。
 - ③利用者の病状が急変した場合等において、施設医師又は協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院について、原則として受入れる体制を確保する。
- 4 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療との間で利用者の病状が急変した場合等の対応について確認するとともに、協力医療期間の名称等について、施設の指定を行った自治体に提出するものとする。
- 5 施設は、利用者が入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合においては、すみやかに再び入所できるように努めることとする。
- 6 施設は、実効性ある連携体制を構築するため、利用者の現病歴等を協力医療期間と定期的に情報共有するよう努めることとする。
- 7 協力歯科医療機関は手賀沼健康歯科および我孫子中央歯科室とする。

(地域との連携)

第 2 2 条 施設はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

- 2 地域貢献活動は、年 2 回以上実施することとし、活動内容については、地域住民等と連携の上決定することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 2 3 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 介護医療院サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団創造会介護医療院エスペーロの運営会議において検討のうえ医療法人社団創造会 理事会の承認を得て定めるものとする。

附則 この運営規程は、2025 年 8 月 1 日から施行する。